

2018年度 第1回 知財コンサルティングセンター(PCIP)勉強会

- 【テーマ】 データの法的保護の新制度
(副題:IoT/AIの時代に営業秘密では間に合わない)
- 【講師】 一般社団法人 技術知財経営支援センター MOT-IP
副代表理事 黒田雄一 氏
- 【開催日時】 2018年7月19日(木) 18:30~20:00

【概要】

不正競争防止法の改正案が5月に衆参両院で可決・成立し、データの法的保護の新制度が導入されることになりました。

新制度は、データの産業活用を飛躍的に進めて新たな付加価値の創出をねらう国の産業政策(いわゆる第4次産業革命の日本版)の一翼をなすものです。この勉強会では、社会／経済／政策面の背景、従来制度(営業秘密)に基づくデータの法的保護の仕組みと最近の裁判例、新制度の考え方と仕組み、今後の注目点を紹介します。

また、データ活用という点で関連する国の他の産業政策(特に中小企業を対象とするもの)も紹介します。

以上

データの法的保護の新制度



～IoT/AIの時代に営業秘密では間に合わない～

PCIP勉強会 (2018/7/19)
黒田特許&技術士事務所 黒田雄一

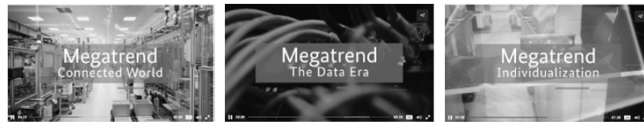
データの法的保護制度の見直し：背景

- IoT
- AI
- ビッグデータ
- 第4次産業革命

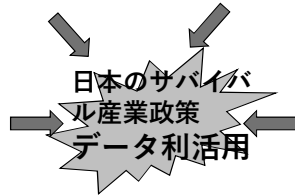


データの法的保護制度の見直し：背景

ドイツは産業界の変革 (Industrie 4.0) を国策で進めている



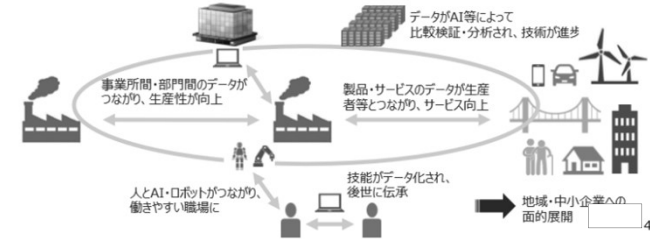
ICTプラットフォームはFANG MANTに支配された



技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか
オープン&クローズ戦略

コネクテッド・インダストリーズ政策 (日本版 Industrie 4.0)

【概要】データがつながり、有効活用されることにより、技術革新、生産性向上、技能伝承などを通じた課題解決へ
「Connected Industries」は、Made in Japan、産業用ロボット、カイゼン等と共に、日本の新たな強みに



「Connected Industries」東京イニシアティブ2017 (経済産業省) から引用

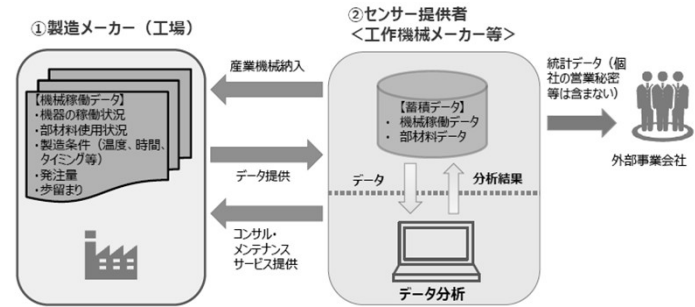
誰と誰が何をconnectするのか？

誰と誰が（主体）	何のデータを（客体）	秘密の種類・レベル
社内どうしで	受注・生産・販売の情報、それらの分析情報、等々	社内で閉じた営業秘密として保護
サプライチェーンの上流～下流の各社間で	受注・生産・販売の情報、それらの分析情報	
機器のメーカーとクライアント間で	納入済み機器のメンテナンス情報、その分析情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社内に限らない ■ 完全オープンにもできない ■ 相手を限定した社外提供 ■ NDA
オープンイノベーションの当事者間で	発注側のニーズ、応募側の技術情報	
ビルや商業施設のオーナー、テナント、客、設備メーカー間で	設備の稼働状況、客の出入りの情報、その分析情報	
AIサービスの提供者と利用者間で	教師データ、学習済みモデル、入力データ、出力データ	
データ取引市場の参加者どうしで	いろんな情報	

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

5

製品保守情報のデータ連携

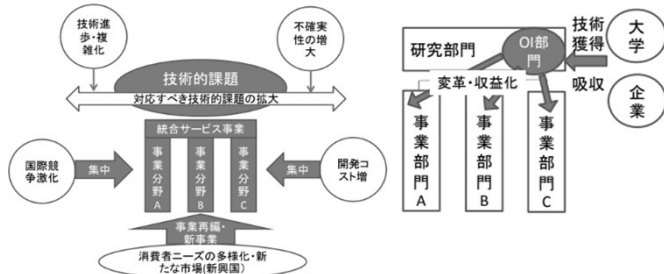


第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について（2016/12、経済産業省）から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

6

オープンイノベーション

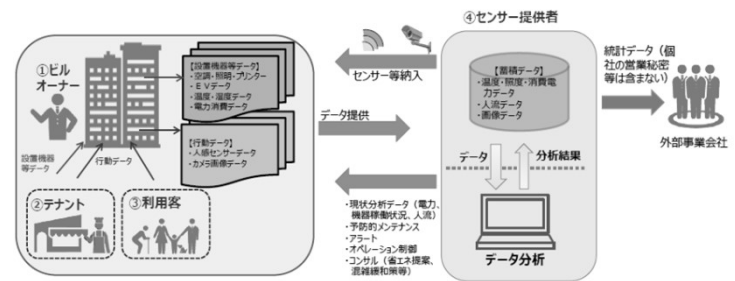


日本企業のオープンイノベーションに関する新潮流（独立行政法人経済産業研究所、2012/08）から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

7

ビル・商業施設関連のデータ連携

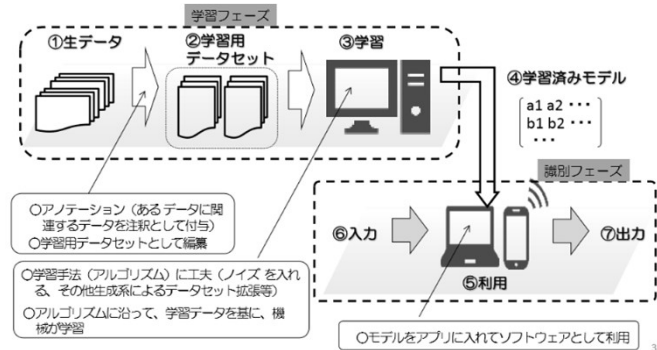


第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について（2016/12、経済産業省）から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

8

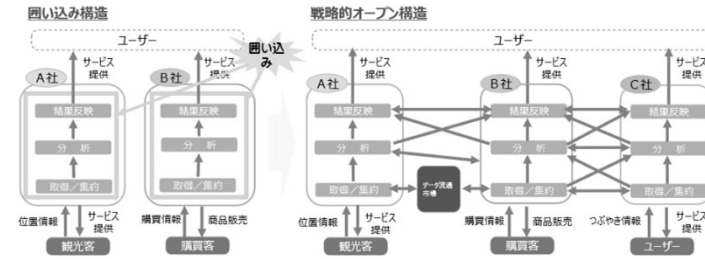
分析・加工のためのデータ連携 ～AI技術関連～



産構審資料「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」(2016/7/27) から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

データの囲い込みから オープン化へ移行

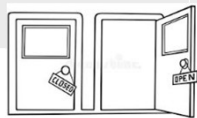


産構審資料「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」(2016/7/27) から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

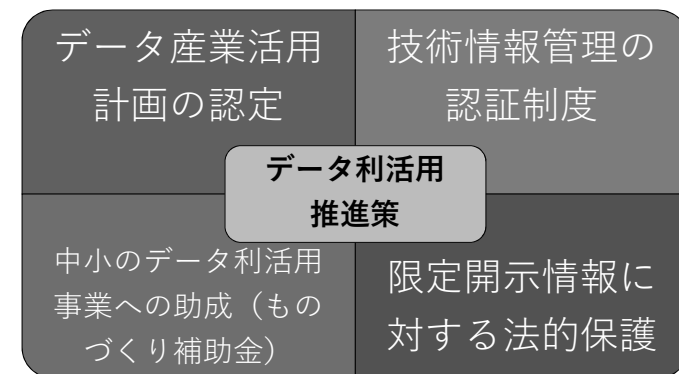
オープンとクローズの使い分けが 複雑になっている

情報の種類	今まで	これから
社内外から収集する情報	クローズ	選択的オープン (データ流通市場の活用等)
企業ニーズ	クローズ	選択的オープン (オープンイノベーション)
周辺技術	特許化、オープン	特許化、オープン (実施段階で社外リソース活用)
コア技術	特許化、オープン	選択的クローズ (リバースエンジニアリング不可の条件で)



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

データ利活用による生産性向上 ～政策パッケージ～



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

データの法的保護 従来の制度

法令	制度	判例・その他
民法	データは有体物ではないため、所有権や占有権の対象にはならない（85条）。	不正なデータ使用等は不法行為となり得るが、差止請求は原則不可。
不正競争防止法	営業秘密（2条1項4～10号）に該当する場合は保護され得る。	秘密管理性、有用性、非公知性の各要件が問題となる。
著作権法	創作性がない限り著作物にはならない。著作物の利用に関しては例外規定あり（47条の7等）。	ファクトデータそれ自体は通常創作性がない。構成等に創作性があればデータベース著作権（12条の2）に該当し得る。
特許法	データ自体は特許にはならない。	
刑法	財物ではないため、データ自体の窃盗は成立しない。	ペネッセ事件等は不正競争防止法違反で立件。
個人情報保護法	個人に関する情報はプライバシー権として保護され得る。ただし、財産権の対象ではない。	
競争法等	データの競争制限的な利用等によっては問題となり得る。	データ独占等が競争法上違法とされた例はなし。

産構審資料「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」（2016/7/27）から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

13

営業秘密に対する法的保護

- 営業秘密の3要件
秘密管理性・・・秘密管理措置の実行、従業員等の認識可能性の確保
有用性
非公知性
- 不正競争行為の存在
不正取得行為（窃取、詐欺等）、不正開示行為、悪意の転得者による使用又は開示行為、etc.



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

14

秘密管理措置の対象者

- 従業員
- 元従業員
- 取引先（社外）



外部への提供を前提とする（しかし完全オープンではない）データの保護については、提供先との関係が特に問題となる。

従来制度の枠内では、以下の方法をとる。

- (1) 取引先にも秘密管理性を確保させる、又は
- (2) NDA（保護対象は営業秘密以外も含む）

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

15

データ流通・利活用促進の立場から 従来制度の問題点を考える

- データ取得者がそれぞれ秘密管理性を確保する
→煩雑、立証困難、漏れを生じやすい、コスト増
→データの流通・利活用促進を妨げる可能性
- NDAによる保護→不正競争行為を立証できないときは民法頼みで差止ができない。データ取得者の数が増えるほど煩雑、コスト増でデータの流通・利活用促進を妨げる可能性



- 相手を限定して提供するデータを法的に保護する新制度の導入



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

16

従来制度の裁判例 1

～高強度アルミナ長繊維事件～

- 事件の概要：被告（原告の元従業員）は、原告工場内の事務室に設けた共用ファイルサーバ（アクセス制限あり）内の技術情報を私用USBメモリ等に無断で複製した。被告は原告から懲戒解雇された後、競合企業で勤務している。
- 争点（秘密管理性）：業務関係者のみが室内LAN経由で共用ファイルサーバにアクセス可能で、情報はパスワードで保護され、また従業員は秘密管理規定遵守の誓約書を提出している→裁判所は秘密管理性を認めた。



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

17

従来制度の裁判例 2

～婦人靴木型事件～

- 事件の概要：被告企業Aは、コンフォートシューズ（足の健康を考慮して作られた履き心地の良い靴）の木型を作成する原告（ごく小規模の企業）から預かった木型を被告企業Bに開示して複製させた。
- 争点（秘密管理性）：原告におけるマスター木型の厳重な保管及び就業規則等の社内規定、業界において木型の重要性は共通認識であるという事情から、秘密管理性を認定した。
→業界固有の事情や企業規模等、ケースバイケースで判断される事案が少なくない。



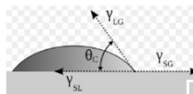
2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

18

従来制度の裁判例 3

～接触角計算プログラム事件～

- 事件の概要：原告（理化学機器メーカー）の元従業員らが、原告の技術を参考にして接触角（静止液体の自由表面が固体壁に接する場所で、液面と固体面とのなす角）計算プログラムを作成・販売して、争いとなった。
- 争点（秘密管理性）：原告は表紙に“confidential”と表記した営業用のハンドブックにアルゴリズムを記載していたが、画像処理パラメータを公開して試料に合わせた最適な画像処理を顧客側が探す方法の採用や、ハンドブック中のどの箇所が秘密か特定できないなどの事情から、秘密管理性を認めず。



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

19

データの法的保護の新制度

～不正競争防止法H30年度改正～

- ① 相手方を限定して業として提供するデータ（ID/パスワード等の電磁的方法により管理されているものに限る。）の不正な取得、使用及び開示を不正競争に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設ける。
- ② 暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等だけでなく、その効果を妨げる役務の提供等も不正競争とする。
- ③ 書類提出命令における書類の必要性を判断するためのインカメラ手続、専門委員のインカメラ手続への関与



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

20

不正競争防止法H30年度改正 ～限定提供データ～

- （改正不競法2条7項）この法律において「**限定提供データ**」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の知覚によっては認識することができない方法をいう…。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

21

不正競争防止法H30年度改正 ～新設の不正競争行為の類型～

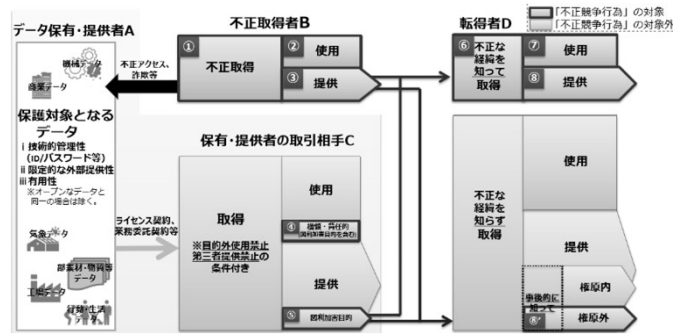
- （改正不競法2条1項）この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
- （同項11号）窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- …（以下、同項16号まで）



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

22

不正競争防止法H30年度改正 ～新設の不正競争行為の類型～



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

23

不正競争防止法H30年度改正 ～今後の注目点～

- 制度施行・運用の実務面では…
 - ① 施行時期：従来の例からH31年4月1日施行か？
 - ② 「営業秘密管理指針」に相当するガイドラインの策定動向
- 産業政策的には…
 - ③ 多くの企業がデータ流通のプロセスに参加してデータのバリューチェーンが形成され産業振興につながるか？
 - ④ データのバリューチェーンの大半がネット世界の巨大プラットフォームに呑み込まれていくのではないか？（小売業界で起きていることから連想）



2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

24

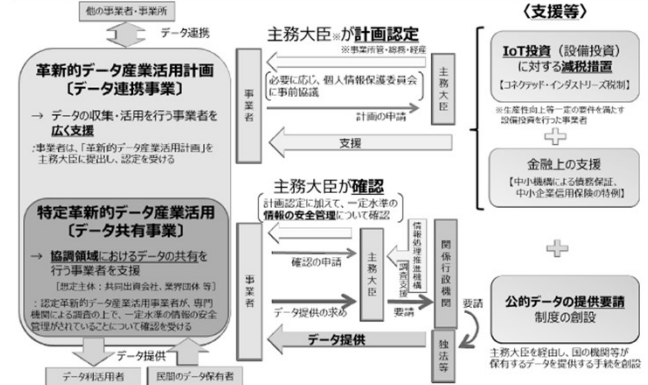
データ利活用の関連政策 ～ものづくり補助金：企業間データ活用型～

<p>企業間データ活用型^{注5}</p>	<p>・概要：複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用）し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。</p> <p>例えば、複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなどが該当します。</p> <p>・補助上限額：1,000万円（※） ※連携体は幹事企業を含めて10者まで。1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。</p> <p>・補助率：2/3以内 ・設備投資^{注2}：必要 ・補助対象経費^{注3}： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</p>
--------------------------------------	--

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

25

データ利活用の関連政策 ～データ産業活用計画の認定～



26

データ利活用の関連政策 ～技術情報管理の認証制度～

- （事業者の声の例）
- ◆ 取引先企業の情報管理の状況に不安（鉄鋼メーカー）
 - ◆ 認証があれば他社の情報管理の状況確認のコストを軽減することが可能（精密機械メーカー）
 - ◆ 公的な認証があるとガイドラインを守るインセンティブとなる（鍛造メーカー）

事業者の声に応え、産業競争力の強化を図るため、事業者の技術等の情報の管理措置（漏えい防止のための措置）が一定の水準以上にあることを認証する機関に係る認定制度を創設。



「生産性向上特別措置法案・産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について」から引用

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

27

おわりに

～データ利活用促進は競争力向上につながるか～

- ・第4次産業革命日本版の実現に向けた国（経産省）の意気込みをうかがわせる。
- ・データ利活用に長けた大企業・先進企業に有利。
- ・デジタル弱者（とくに従来型の中小企業）は、デジタルデバインドという淘汰の波をいっそうかぶるのではないかな？
- ・皆さまはそれぞれの立場でどのようにお考えですか？



T E N D

2018/7/19 黒田特許&技術士事務所

28